

## 第1回

### 芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会 議案

日 時 令和6年10月4日(金)午後2時  
場 所 芽室町役場 2階会議室7・8

1 開 会

2 委嘱状交付

3 自己紹介

4 委員長互選及び副委員長指名について

5 委員長挨拶

6 説明事項

(1) 芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会の役割について

(2) 芽室町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）について

(3) 今後のゼロカーボンの取り組みについて

7 そ の 他

8 閉 会

# 芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員名簿

任期 令和6年10月4日～令和8年10月3日

## 【委員】

構成区分	氏 名	推薦団体等	役職等
一般公募	小泉 恵児		
〃	高田 昌樹		
〃	住尾 幸恵		
〃	西村 有里		
学識経験者	山形 定	北海道大学大学院工学研究院	助 教
関係団体推薦者	森田 寧人	日本罐詰株式会社十勝工場	工務課係長
〃	大崎 寛	日本甜菜製糖株式会社 芽室製糖所	工務担当次長
〃	関根 和明	株式会社明治十勝工場	設備環境課 課長
〃	櫻田 勝也	北海道銀行芽室支店	支店長
〃	遠藤 壮介	帶広信用金庫芽室支店	支店長
〃	桜井 哲	芽室町農業協同組合	参事兼管理部長
〃	青木 昇	芽室町商工会	副会長
〃	飯島 裕治	芽室消費者協会	理 事
〃	小玉 一成	芽室町建設業協会	
〃	渡辺 洋志	めむろ建築協会	副会長
〃	井上 貴明	十勝広域森林組合	参 事
〃	下田 星児	北海道農業研究センター 芽室研究拠点	上級研究員
〃	安岡 眞二	地方独立行政法人北海道立研究機構 十勝農業試験場	研究部長
〃	片桐 清明	芽室町生活環境推進会	副会長
〃	中村 満	芽室町市街地町内会連合会	副会長

## 【オブザーバー】

所属
環境省北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室
北海道十勝総合振興局 保健環境部環境生活課
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構

## 【事務局】

所属
芽室町環境土木課 参事 齋藤 和也
芽室町環境土木課生活環境係 主事 中村 勢太

# 芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会の役割等について

## ■趣旨・目的

近年、世界各地で気候変動の影響が顕在化しており、その主な要因として挙げられているのが「地球温暖化」です。

この地球温暖化を防止するべく世界各国で脱炭素化の動きが進められているところであり、我が国においても、2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする、いわゆる「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを表明しました。

また、北海道においても環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を推進しているところです。

これらの流れを受け、町では令和6年5月、本町としての2050年ゼロカーボン実現に向けた地球温暖化に関する施策等をまとめた「芽室町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」を策定しました。

そして、この計画を着実に推進することにより本町の2050年の温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「芽室町ゼロカーボンシティ宣言」を、令和6年9月に行いました。

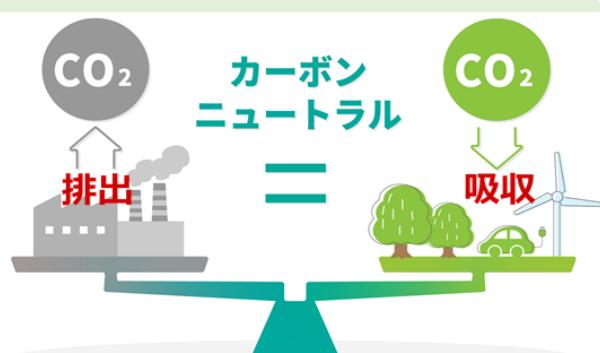
今後は、このまちの自然や快適で安全な暮らしができる環境を将来の世代へ引き継いでいくため、町民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組むこととなります。が、計画に定める目標を達成するためには、町民・事業者・行政が連携・協働して推進していかなければ難しいこと、また、事業等の推進にあたってはPDCAサイクルをもとに進めることから、これらの実施や進行管理にあたっては、町民や事業者、関連機関などから意見等をいただきながら取り進めることが重要となります。

のことから、事業推進に対する意見等をいただくこと、また、町全体のゼロカーボン推進の進ちょく等の管理を行っていただく組織として、町民・事業者・有識者等を交えた推進組織として「芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会」を設置しました。

**ゼロカーボン = 二酸化炭素の排出量と森林等による  
吸収量を差し引きゼロにすること**

国は**2050年**までに  
ゼロカーボンを達成  
すると宣言

芽室町も**2050年**  
までのゼロカーボン  
達成を目指す



## ■推進委員会の構成員

### ○推進委員会の構成員

- ・学識経験を有する方
- ・関係団体を代表する方
- ・地球温暖化対策に関心の高い方で、公募による方

このほか、オブザーバーとして次の機関に参加いただきます。

- ・環境省北海道地方環境事務所
- ・北海道十勝総合振興局
- ・地方独立行政法人 北海道立総合研究機構

## ■推進委員会が行う内容

- ・実行計画に基づく地球温暖化対策の推進に関すること
- ・実行計画の進捗状況等の点検及び評価に関すること
- ・実行計画の改定に関すること
- ・その他地球温暖化対策の推進に関し、推進委員会が必要と認めること

### <地球温暖化防止実行計画推進委員会のポイント>

- ・行政が実施した施策に対する意見等をいただくこと
- ・行政が新たに取り組む施策等に対する意見等をいただくこと
- ・ゼロカーボンに向けた取組についてアイデアをいただくこと

## ■推進委員会の開催予定

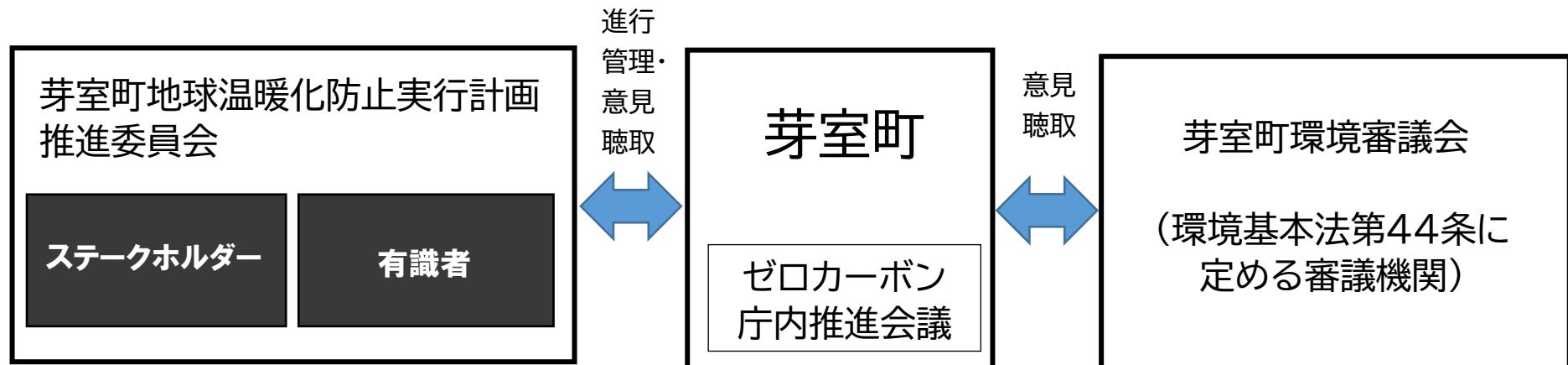
年2回を予定しています(おおむね7～8月、2～3月のうち2回)

## ■推進委員会の任期

2年間(令和6年10月4日から令和8年10月3日まで)



## ゼロカーボン推進体制フロー図



組織名	体制
芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会 (ステークホルダー)	町民・町内企業・地域金融機関・商工会・消費者協会・建設業協会・建築協会・町内会連合会・芽室町農業協同組合・十勝広域森林組合・芽室町生活環境推進会
芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会 (有識者)	学識経験者・農業関連団・道機関
芽室町環境審議会	町民・消費者協会・町内企業・町内会連合会・芽室高等学校・北海道農業研究センター・芽室町生活環境推進会・芽室町農業協同組合・十勝広域森林組合・芽室地区連合
ゼロカーボン庁内推進会議	町関係課長(政策推進課長・政策推進課参事・総務課長・魅力創造課長・都市経営課長・農林課長・商工労政課長・環境土木課長・水道課長・教育推進課長・生涯学習課長)

○芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会設置条例

令和6年3月25日条例第15号

芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会設置条例

(設置)

**第1条** 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づく芽室町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）（以下「実行計画」という。）について、実行計画に基づく地球温暖化対策を地域全体で効果的に推進するため、芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。  
(所掌事項)

**第2条** 推進委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 実行計画に基づく地球温暖化対策の推進に関すること
  - (2) 実行計画の進捗状況等の点検及び評価に関すること
  - (3) 実行計画の改定に関すること
  - (4) その他地球温暖化対策の推進に関し、推進委員会が必要と認めること
- (組織)

**第3条** 推進委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員20名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 地球温暖化対策に関心の高い町民で、公募による者

2 推進委員会は、委員のほかオブザーバーを置くことができる。

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 推進委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、推進委員会を代表し、会議を総括する。
- 4 委員長は、委員の中から副委員長1人を指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときはその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(報酬の額)

**第7条** 報酬の額は、委員長にあっては日額3,600円、その他の委員にあっては日額3,300円とする。

(費用弁償の額)

**第8条** 委員が招集に応じたときは、順路によりその費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、職員旅費支給条例（昭和26年条例第23号）の例による。

(支払方法)

**第9条** 委員の報酬及び費用弁償は、推進委員会の所掌する会議に出席した日の翌月10日までに支給する。

(庶務)

**第10条** 推進委員会の庶務は、環境土木課において処理する。

(その他)

**第11条** この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会設置条例の廃止)
- 2 芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会設置条例（令和5年条例第14号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる推進委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

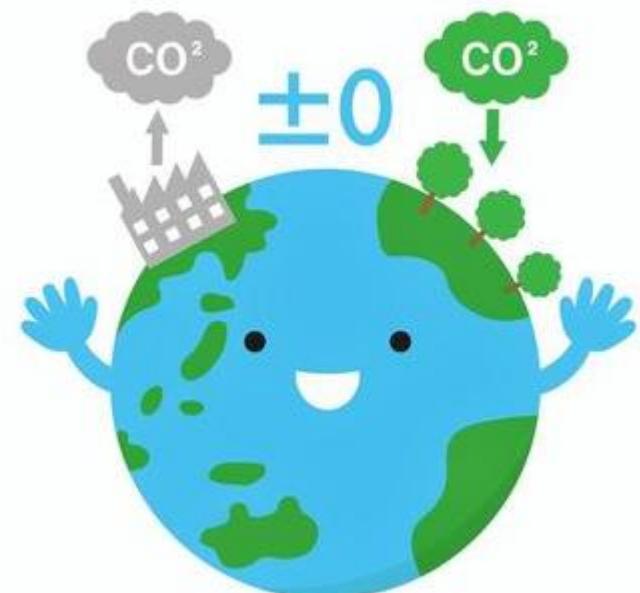
# 地球温暖化防止実行計画とは

→ 温室効果ガス排出量削減を地域全体で推進するための総合的な計画

## 【計画の概要】

計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成する  
ために実施する措置の内容を定める。

温室効果ガス排出量削減等を行うための施策として  
・再生可能エネルギーの導入  
・省エネルギーの促進  
・公共交通機関利用者の利便性増進  
・廃棄物発生抑制等循環型社会の形成 など  
関連する事項について定める。



# 根拠法令

## 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)

(地方公共団体等実行計画)

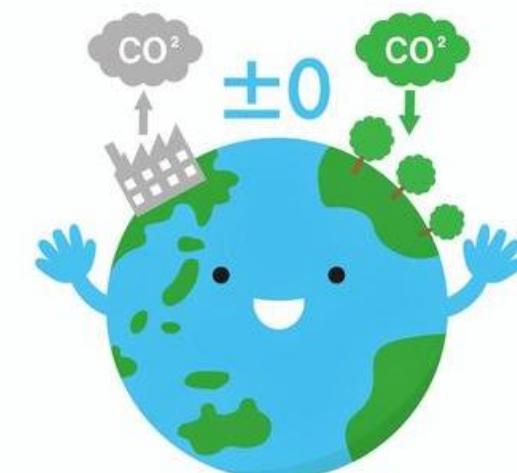
### 第21条 1・2 －略－

3 都道府県及び指定都市等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。)は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

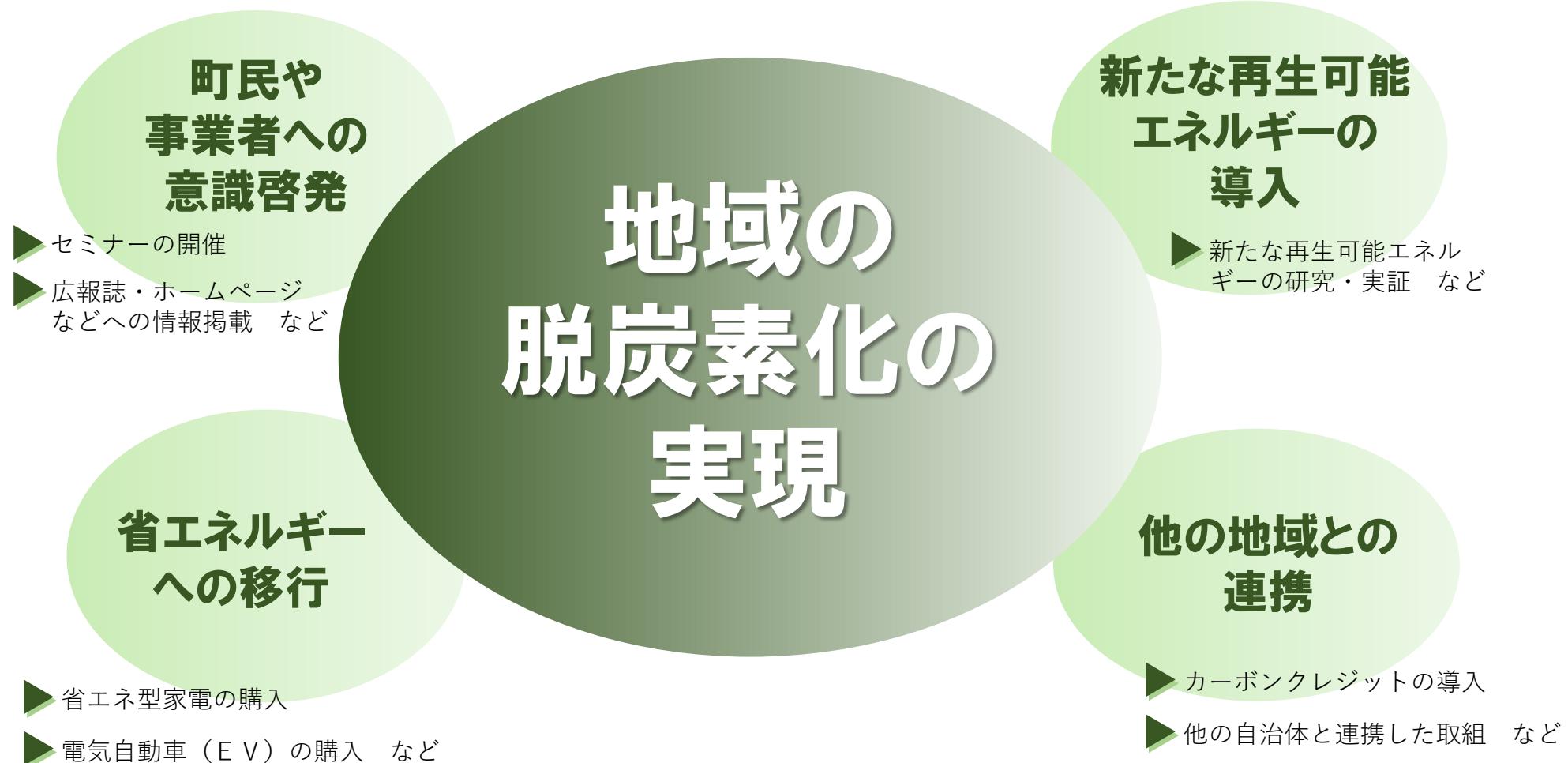
- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的・社会的条件に適したものとの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

## <地球温暖化対策に関する法律のつづき>

- 4 市町村(指定都市等を除く。)は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。
- 5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
  - 一 地域脱炭素化促進事業の目標
  - 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」という。)
  - 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
  - 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
  - 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
    - イ 地域の環境の保全のための取組
    - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

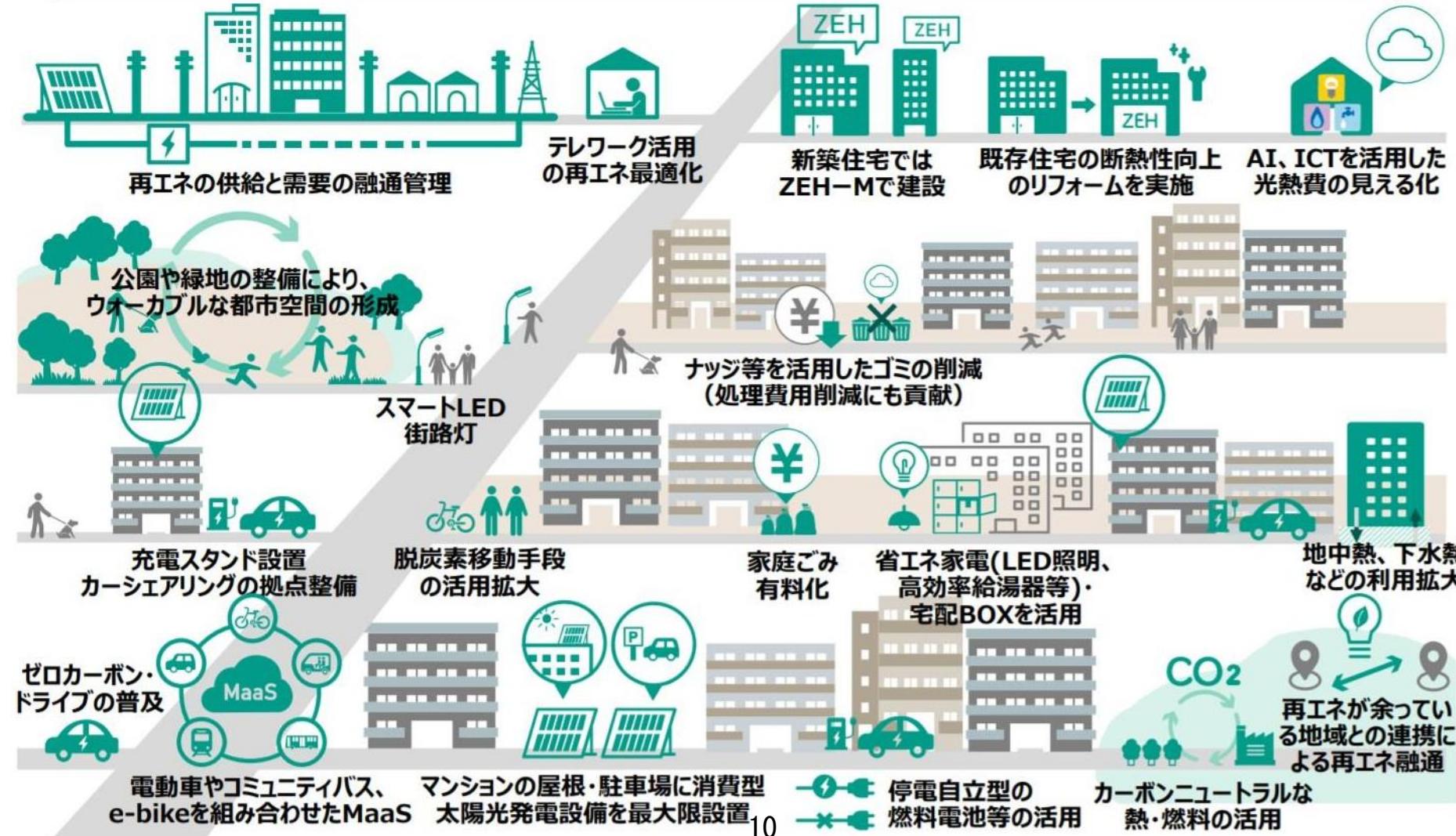


## ■ 脱炭素のイメージ(一般的な脱炭素シナリオ)

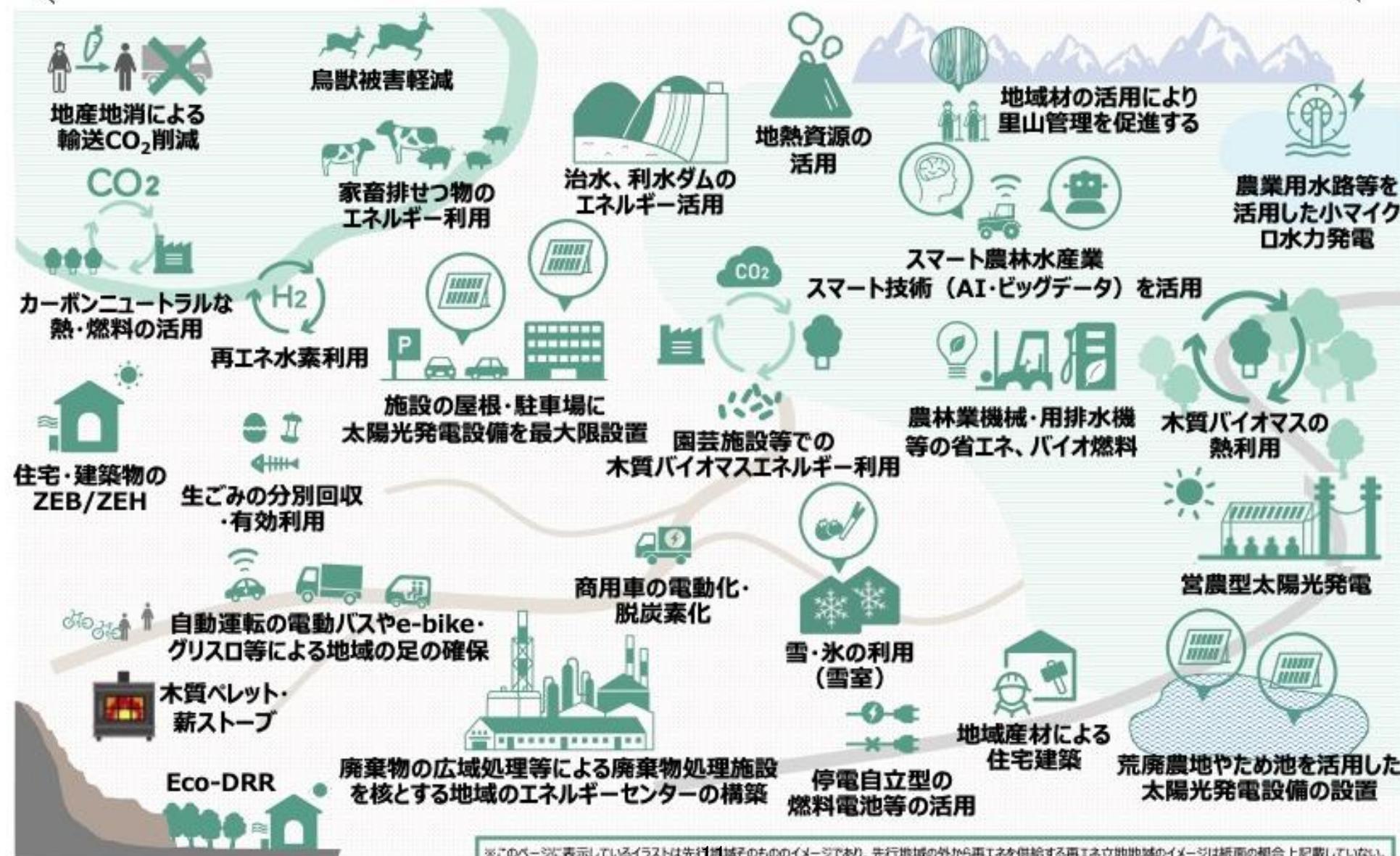


## ○地域脱炭素化のイメージ（環境省「地域脱炭素ロードマップ(概要版)抜粋」）

### B) 住宅街・団地（集合住宅中心）



## F) 農山村（農地・森林を含む農林業が営まれるエリア）



# 芽室町地球温暖化防止実行計画 (区域施策編)【概要版】



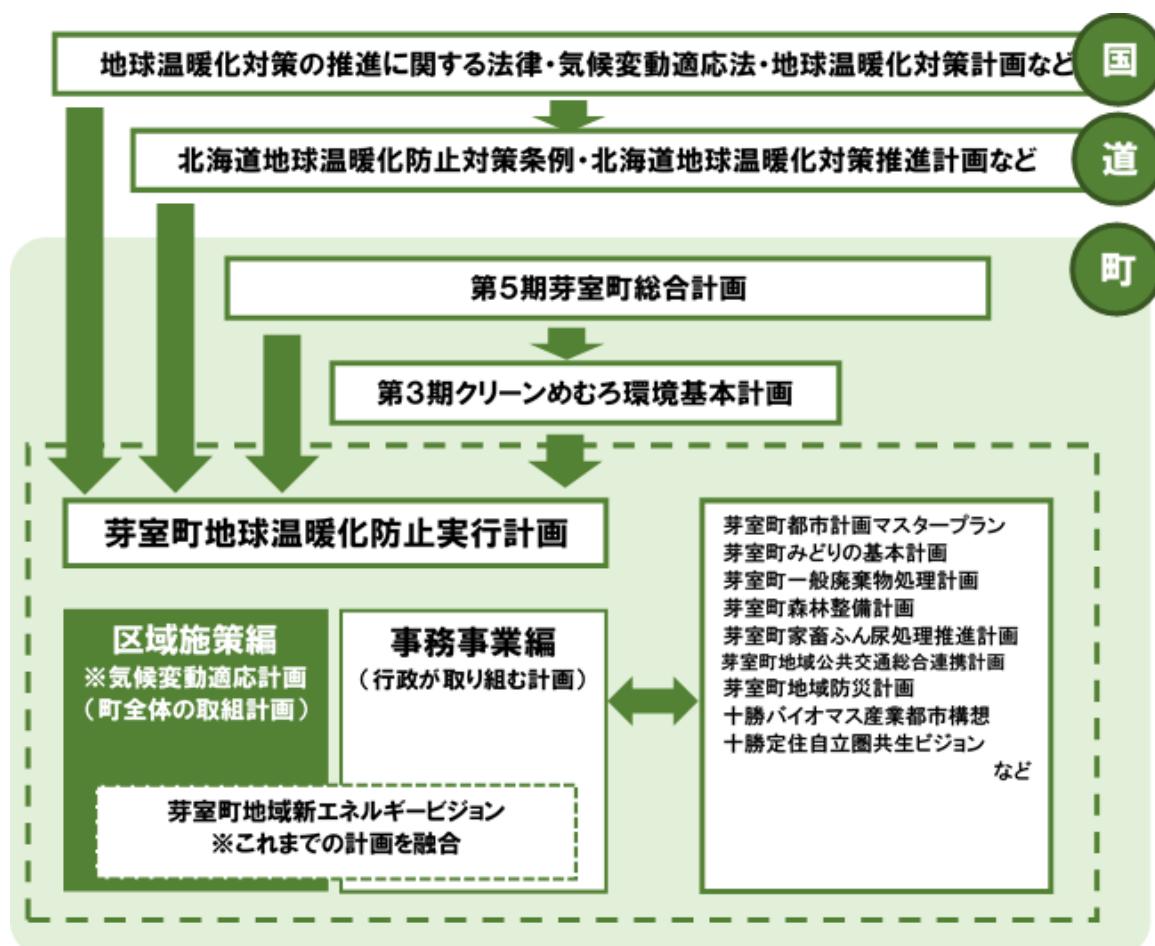
令和6年5月  
芽 室 町

# 1 計画の目的・位置付け

本計画は、2050年ゼロカーボンの実現に向けて、町民・事業者・行政が協働して地球温暖化対策に関する施策を推進していくことを目的とし、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)第21条に規定されている地方公共団体実行計画(区域施策編)に基づき策定するもので、併せて、気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画として位置付けます。

また、「第5期芽室町総合計画」や「クリーンめむろ環境基本計画」との整合性を図り、「第3期芽室町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)」と合わせて総合的に進めていきます。

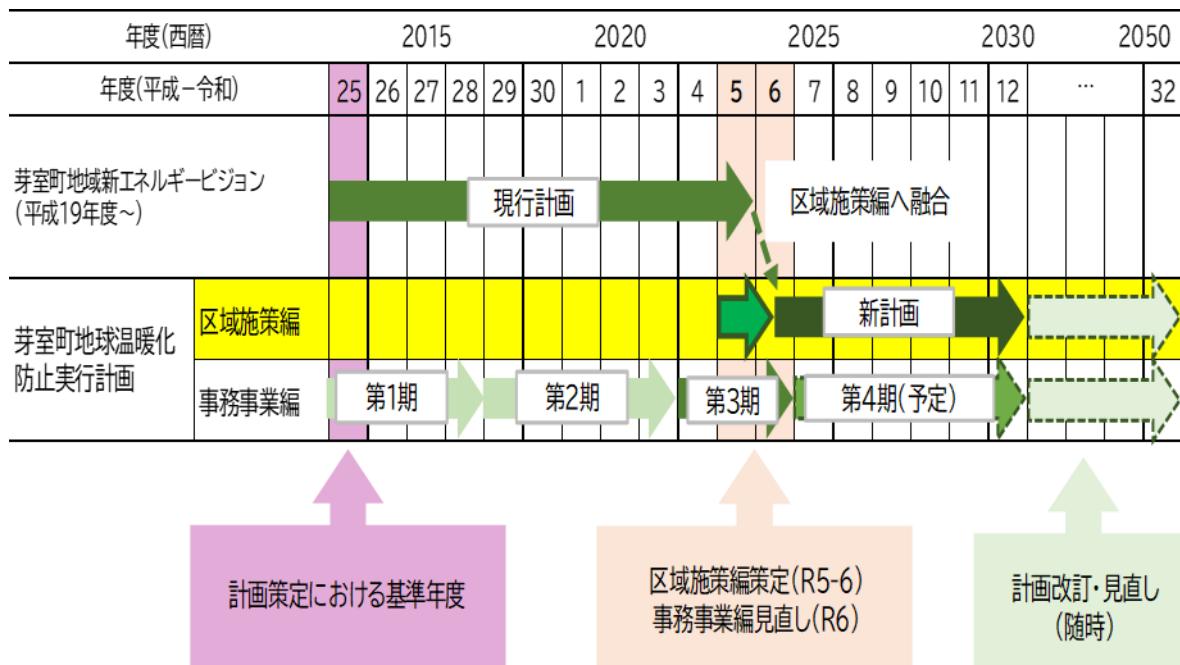
なお、これまで策定していた「芽室町地域新エネルギー・ビジョン」(以下、「新エネビジョン」という。)を本計画に融合し、「区域施策編」・「事務事業編」と含めて総合的に進めて行くこととします。さらに、今回策定する本計画は、国や北海道が定めた計画、本町が定めた計画と整合性のある計画とします。



## 2 計画の期間

本計画は、2024(令和6)年度から 2030(令和12)年度までの計画とし、基準年度は国の計画に準じて2013(平成25)年度とします。

また、長期目標年度を2050(令和32)年度とし、長期的な取組の方向性を展望します。



## 3 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、芽室町全域とします。

## 4 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項において7種類の物質が定められていますが、環境省の示す方針では、中核市未満の市町村では二酸化炭素(エネルギー起源 CO<sub>2</sub>)及び一般廃棄物の焼却による二酸化炭素(非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>)を対象とすることが特に望まれています。

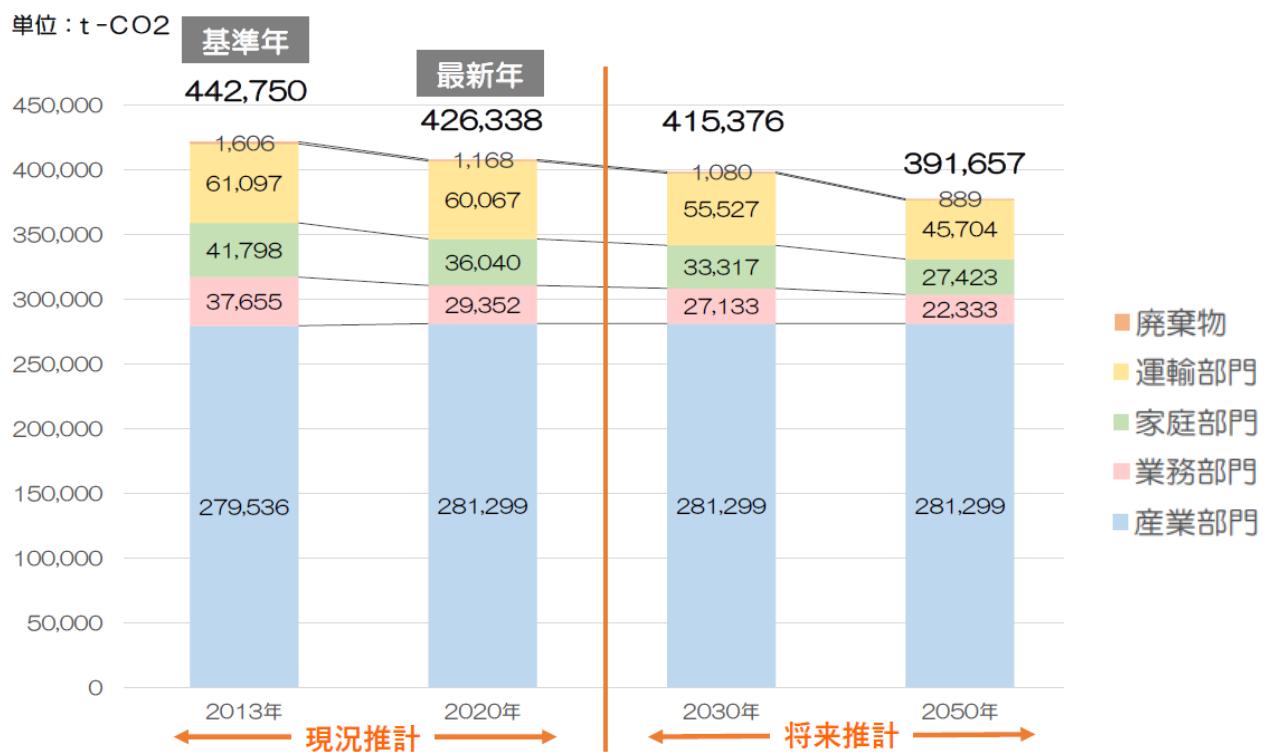
のことから本計画では、二酸化炭素(エネルギー起源 CO<sub>2</sub>)及び一般廃棄物の焼却による二酸化炭素(非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>)を対象とします。

部門の区分		説明
産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門		事業所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車(旅客)	自家用自動車、タクシー・バスなどの旅客自動車におけるエネルギー消費に伴う排出
	自動車(貨物)	トラックなどの貨物自動車におけるエネルギー消費に伴う排出
	鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
廃棄物		廃棄物の焼却処分等に伴い発生する排出

#### 【対象とする部門の区分】

## 5 温室効果ガス排出量の現状と将来推計

本町の2030(令和12)年度のBAU排出量は415,376t-CO<sub>2</sub>、2050(令和32)年度のBAU排出量は391,657t-CO<sub>2</sub>と推計され、本計画の基準年度の排出量(442,750t-CO<sub>2</sub>)と比較すると、人口の変動により2030(令和12)年度では約27,400t-CO<sub>2</sub>、2050(令和32)年度では約51,100t-CO<sub>2</sub>の減少が想定されます。また、現況年度(2020(令和2)年度)の排出量(426,338t-CO<sub>2</sub>)と比較すると、2030(令和12)年度では約11,000t-CO<sub>2</sub>、2050(令和32)年度では約34,600t-CO<sub>2</sub>の減少が想定されます。



## 6 計画の基本的な考え方(方針)

第5期芽室町総合計画に掲げた目指すべき将来像である「みんなで創り みんなでつなぐ ずっと輝くまち めむろ」を、ゼロカーボン分野において実現するため、町民・事業者・行政が一体となって地域脱炭素社会を築いていくことが、区域施策編の取組を進める基本的な考え方です。

また、このまちの自然環境を確保し、将来の世代に引き継ぐことは重要であり、地球温暖化対策を進める上で、自然景観の保護は不可欠であると考えています。自然景観を保護しながら、地域経済の活性化をはじめとする地域が抱える問題の解決にもつながるよう、地域資源・先進的技術や技術革新・創意工夫を生かした施策の推進を図ります。

## 7 温室効果ガス排出量の削減目標

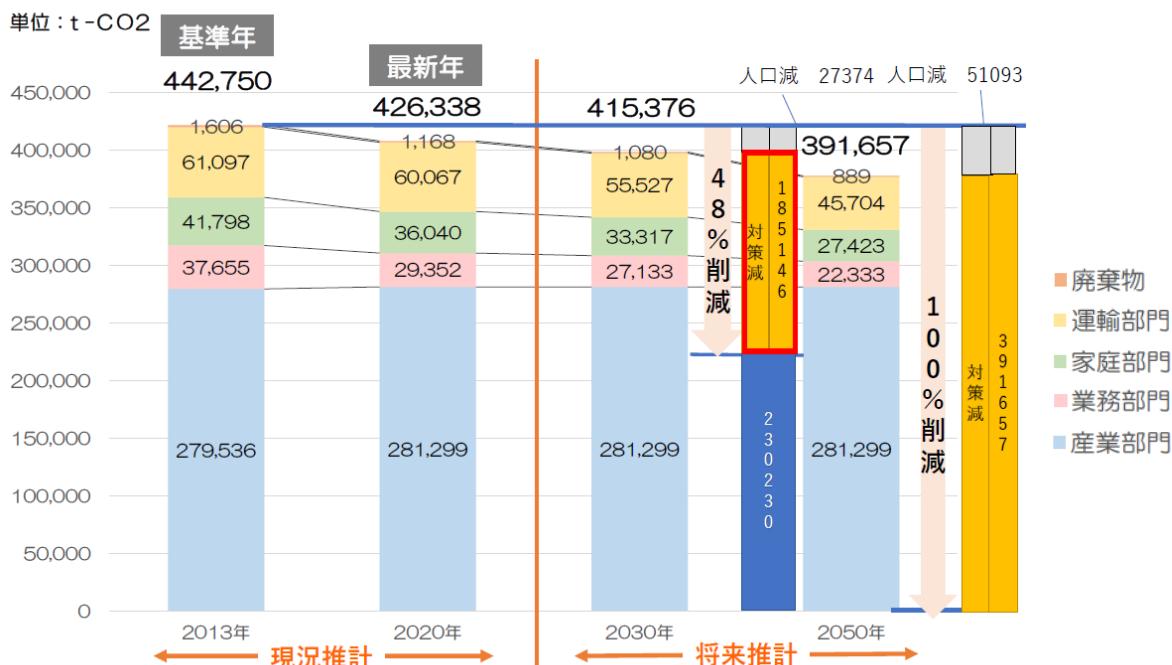
芽室町としては、国や北海道の削減目標を踏まえるとともに、芽室町の産業構造や再生可能エネルギーの導入ポテンシャル等を考慮し、以下のとおり中期目標・長期目標を設定します。

中期目標 2030(令和12)年度	2013(平成25)年度から <b>48%削減</b>
長期目標 2050(令和32)年	温室効果ガス(二酸化炭素)排出量 <b>実質ゼロ</b>

2030(令和12)年度の BAU 排出量は415, 376t-CO<sub>2</sub>と推計されるため、目標とする二酸化炭素排出量48%削減を実現するためには、185, 146t-CO<sub>2</sub>の削減に取り組む必要があります。

本町が中期目標である185, 146t-CO<sub>2</sub>を削減するためには、国等と連携して進める各種省エネルギー対策や家庭部門での省エネの取組、事業者などの温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の削減取組など、省エネルギー対策の推進により151, 877t-CO<sub>2</sub>の削減を見込んでいます。

なお、本町では森林整備などにより吸収される二酸化炭素の吸収量15, 299t-CO<sub>2</sub>を差し引くこととし、その結果、最終的に再生可能エネルギーの導入により達成する削減量は17, 970t-CO<sub>2</sub>となります。





### 【施策① 省エネルギー】

- ・国等と連携して進める各種省エネルギー対策等および北海道が推進する家庭部門の省エネの取組による削減見込量 **63,830t-CO<sub>2</sub>**
  - ・CO<sub>2</sub>排出係数（※）の改善による削減見込量  
0.601（北電2020年）⇒0.250（国の目標） **50,035t-CO<sub>2</sub>**
  - ・省エネ法により特定事業者がエネルギー消費原単位を低減 **38,012t-CO<sub>2</sub>**
- 省エネルギーによる削減見込量合計 **151,877t-CO<sub>2</sub>**

### 【施策② 再生可能エネルギーの導入】

- ・太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーの導入 **33,269t-CO<sub>2</sub>**

(削減取組が必要なCO<sub>2</sub>排出量) (森林によるCO<sub>2</sub>吸収量)

$$33,269\text{t-CO}_2 - 15,299\text{t-CO}_2$$

$$= \boxed{\textcolor{red}{17,970\text{t-CO}_2}} \quad (\text{各種取組等による削減量})$$

【 温室効果ガス(二酸化炭素)排出量削減に向けた取組の考え方 】

## 施策① 省エネの取組と削減量(参考資料)

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

部門	取組内容	削減見込
産業	省エネ性能の高い設備・機器等の購入(特定事業所以外)	5,423
	システムを活用したエネルギー管理の実施	296
	ハイブリッド建機等の導入	156
	施設園芸における省エネルギー設備の導入	558
	業種間連携での省エネルギーの取り組み推進	281
	省CO <sub>2</sub> 効果が高い燃料への転換の推進	759
計		7,473

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

部門	取組内容	削減見込
業務	建築物の省エネルギー化(新築)	3,635
	建築物の省エネルギー化(改修)	1,278
	高効率な省エネルギー機器の普及	2,555
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	3,124
	システム活用による徹底的なエネルギー管理の実施	2,116
	上下水道における省エネ・再エネ導入	546
	クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進	58
計		13,312

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

部門	取組内容	削減見込
家庭	住宅の省エネルギー化(新築)	2,231
	住宅の省エネルギー化(改修)	803
	高効率な省エネルギー機器の普及	5,292
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	1,625
	システム活用による徹底的なエネルギー管理の実施	2,040
	クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進	154
	北海道が推奨する家庭部門の省エネ対策	9,592
計		21,737

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

部門	取組内容	削減見込
運輸	次世代自動車の普及、燃費改善等	9,432
	道路ネットワークの整備、ICTなどを活用した渋滞対策	720
	LED 道路照明の整備促進	47
	信号機の改良・LED 化	110
	自動走行等の実現	587
	トラック・バスなどの事業用自動車のエコドライブ促進	364
	公共交通の利用促進	591
	自転車の利用促進	101
	鉄道分野の脱炭素化の促進	936
	トラック輸送の効率化	4,247
	共同輸配送の推進	18
	ドローン物流の社会実装	23
	物流施設の脱炭素化の推進	40
	カーシェアリング	666
	エコドライブの普及・啓発	2,271
計		20,153

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

部門	取組内容	削減見込
廃棄物	プラスチック容器包装の分別・リサイクルの推進	22
	一般廃棄物焼却施設の廃棄物発電の導入	328
	産業廃棄物焼却施設の廃棄物発電の導入	72
	廃プラスチックや紙くずなどの廃棄物を原料とした燃料製造	536
	EV ごみ収集車の導入	54
	食品ロスの軽減	143
計		1,155

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

部門	取組内容	削減見込
その他	CO <sub>2</sub> 排出係数の改善	50,035
	特定事業所によるエネルギー消費原単位の削減	38,012
計		88,047

すべての部門合計

151,877t-CO<sub>2</sub>

## 8 将来ビジョンと脱炭素への取組

ゼロカーボンの実現を目指すには、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー等の施策を実施するとともに地域としての将来ビジョンを描くことが重要です。本計画では、ゼロカーボン実現に向けた本町の将来ビジョンやコンセプト、それにつながる施策を策定しました。

一般的に将来ビジョンはまちとしての将来像や目指す方向性、コンセプトは将来ビジョン達成に向けた施策方針、施策はコンセプト達成に向けた具体的な取組案のことを指します。

将来ビジョンの策定にあたっては、町民および事業者を対象に実施したアンケートの結果を参考としました。

将来ビジョン	コンセプト
誰もが健康で 心豊かに暮らせるまち	省エネルギー推進による エネルギー消費の少ないまちの実現
災害に強く安全安心なまち	行動変容につながる環境意識の醸成
農業を軸とした 活力と賑わいのあるまち	再生可能エネルギーの導入による 脱炭素化のまちの実現
自然豊かで住みやすいまち	環境に配慮した農業活動による 脱炭素化への貢献
	自然と調和した取組と 二酸化炭素の吸収の促進

# 9

## 将来ビジョンを達成するための具体的取組

ゼロカーボンを達成するためには、重点取組項目以外にもさまざまな取組を行うことが必要であり、町民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組めることを実施することが、ゼロカーボンの達成につながります。

それぞれが取り組む事項をコンセプトごとにまとめ、実践につなげていきます。

### コンセプト 1

#### 省エネルギー推進によるエネルギー消費の少ないまちの実現



現在の生活スタイルや事業活動などを見直し、エネルギー消費を抑えた省エネ型のまちをつくります。

##### コンセプトを達成するための施策

- 省エネ型機器等の導入(重点取組項目)
- 省エネへの取組実践(重点取組項目)
- 省エネ型建物の普及
- 次世代自動車の導入、利用促進(重点取組項目)
- 3R の推進(重点取組項目)
- 災害に強いまちづくりの推進

### コンセプト 2

#### 行動変容につながる環境意識の醸成



2050年ゼロカーボン実質ゼロを達成するため、行動変容につながる環境意識の醸成を図り、ゼロカーボンを実践する土壤を築きます。

##### コンセプトを達成するための施策

- 災害に強いまちづくりの推進(再掲)
- 環境活動と環境教育の推進

## コンセプト 3

### 再生可能エネルギーの導入による脱炭素化のまち実現



省エネだけでは達成できない二酸化炭素の排出量抑制を再生可能エネルギーの導入により削減します。また、再生可能エネルギーの活用により快適な暮らしを推進します。

#### コンセプトを達成するための施策

- 太陽光発電の導入(重点取組項目)
- 小水力発電設備の導入(重点取組項目)
- 新たな再生可能エネルギーの検討・導入(重点取組項目)
- 水素エネルギーの利用(重点取組項目)

## コンセプト 4

### 環境に配慮した農業活動による脱炭素化への貢献



まちの基幹産業である農業活動の脱炭素化を進め、環境への貢献や新たな付加価値へとつなげていきます。また、畑を活用した二酸化炭素吸収を進め、実質ゼロへの貢献を図ります。

#### コンセプトを達成するための施策

- スマート農業の推進(重点取組項目)
- 緑肥・たい肥の活用(重点取組項目)
- 家畜ふん尿を活用したバイオマスの導入
- 農業残さを活用した再生可能エネルギーの構築

## コンセプト 5

### 自然と調和した取組の推進と二酸化炭素吸収の取組促進



町内にある森林・緑地の適切な整備を進め、二酸化炭素吸収量の増加を図ります。また、国立公園化する日高山脈をはじめ、農村地域の景観を守り、次世代へとつなげていきます。

#### コンセプトを達成するための施策

- 森林の適切な整備・維持管理
- 緑地の整備・維持管理
- 自然景観の保護への取組
- 他自治体との連携等

■将来ビジョンを達成するための施策(抜粋)

コンセプト	対 象	施策内容(取組項目)
省エネ	町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅照明機器の LED への更新(重点取組項目)</li> <li>・省エネ性能の高い製品(家電)の購入(重点取組項目)</li> <li>・家庭で取り組む省エネ対策(重点取組項目)</li> <li>・新築、住宅リフォーム時の住宅 ZEH(※2)化</li> <li>・次世代自動車の導入、更新(重点取組項目)</li> <li>・ごみ分別、リサイクルの推進(重点取組項目)</li> <li>・V2H(※1)の設置、導入</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所、関連施設の LED への更新(重点取組項目)</li> <li>・省エネ性能の高い製品の導入(重点取組項目)</li> <li>・事業所で取り組む省エネ対策(重点取組項目)</li> <li>・新築、改築時の施設の ZEB(※3)化</li> <li>・次世代自動車の導入、更新(重点取組項目)</li> <li>・ごみ分別、リサイクルの推進(重点取組項目)</li> </ul>
	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設、街路灯の LED 化(重点取組項目)</li> <li>・地球温暖化防止実行計画(事務事業編)の実施  (重点取組項目)</li> <li>・ZEH(※2)、ZEB(※3)化への補助等</li> <li>・公共施設の新設時の ZEB(※3)化</li> <li>・公用車の次世代自動車の導入、更新(重点取組項目)</li> <li>・EV 充電器の整備</li> <li>・計画策定と実践によるごみ減量化、リサイクル推進  (重点取組項目)</li> <li>・V2H(※1)設置、導入に対する補助の創設・運用</li> <li>・可搬型給電器の導入</li> </ul>
行動変容	町民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・V2H(※1)の設置、導入(再掲)</li> <li>・環境学習、イベントへの参加</li> <li>・省エネ見える化できるアプリの活用</li> </ul>
	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・V2H 設置、導入に対する補助の創設・運用(再掲)</li> <li>・可搬型給電器の導入(再掲)</li> <li>・環境学習、イベント等の開催</li> <li>・小中学校への環境教育の実施</li> <li>・ホームページ、町広報誌などでの周知・啓発</li> <li>・削減効果を促すインセンティブの活用</li> </ul>
再エネ	町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅への太陽光パネル、蓄電池の導入(重点取組項目)</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等への太陽光パネル、蓄電池の導入(重点取組項目)</li> <li>・事業者による再エネ構築の検討(重点取組項目)</li> <li>・水素エネルギー活用に向けた検討、実証(重点取組項目)</li> </ul>
	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設への再エネ導入調査、検討、導入(重点取組項目)</li> <li>・小水力発電設備の導入(重点取組事項)</li> <li>・バイオマス設備導入に向けた検討、実証(重点取組項目)</li> <li>・水素エネルギー活用に向けた検討、実証(重点取組項目)</li> </ul>

コンセプト	対象	施策内容(取組項目)
農業	農業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ型農業機械の導入(重点取組項目)</li> <li>・たい肥等を活用した土づくり、緑肥の施肥・すき込みへの取組(重点取組項目)</li> <li>・家畜ふん尿を活用したバイオマス(個別)の導入</li> </ul>
	JA・行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業分野のゼロカーボン取組に対する関係機関との連携(重点取組項目)</li> <li>・農業者への新たな技術の紹介、普及(重点取組項目)</li> <li>・家畜ふん尿を活用したバイオマス導入に係る補助制度の継続</li> <li>・農業残さを活用した再エネの検討</li> </ul>
自然保護	町民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有林の整備、維持</li> </ul>
	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町有林、街路樹の整備、維持</li> <li>・町内の公園再整備の実施、緑地の拡大・維持管理</li> <li>・国立公園を活用した脱炭素への意識啓発事業等の実施</li> <li>・カーボンオフセット制度実施の可能性の検討</li> </ul>

※1 V2H … 電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)のバッテリーにためている電力を、自宅で使えるようにする機器をいいます。

※2 ZEH … 高断熱・高気密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のことです。

※3 ZEB … 快適な室内環境を充実しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことをいいます。  
省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることができます。

## 自宅で取り組めるゼロカーボン対策(今から取り組める省エネ行動の一例)

### ①冷蔵庫に詰め込みすぎない

冷蔵庫の最大容量の半分程度の容量で  
使用する

年間  
1440円の節約  
(0.03 t-CO<sub>2</sub>)



### ②テレビの明るさを調整する

明るさ最大の場合は、中間に調整する  
みないときはできるだけ消す

年間  
1440円の節約  
(0.03 t-CO<sub>2</sub>)



### ③電気の点灯時間を短くする

1日1時間程度、つけっぱなしを減らす  
(白熱電球5個の場合)

年間  
3250円の節約  
(0.07 t-CO<sub>2</sub>)



### ④PCのつけっぱなしをやめる

デスクトップ型パソコンの使用時間を  
1日3時間短縮

年間  
3120円の節約  
(0.06 t-CO<sub>2</sub>)



### ⑤エアコンの温度を調整する

石油暖房の設定温度を22℃から20℃に  
下げる

年間  
19470円の節約  
(0.52 t-CO<sub>2</sub>)



### ⑥炊飯器のプラグを抜く

使わないときは、保温状態で放置せず、  
炊飯器のプラグを抜く

年間  
1500円の節約  
(0.03 t-CO<sub>2</sub>)



### ⑦温水洗浄便座のふたをしめる

使わないときは、温水洗浄便座のふたを  
あけっぱなしにしない

年間  
1150円の節約  
(0.02 t-CO<sub>2</sub>)



### ⑧間を空けずに入浴する

お風呂のお湯が冷めないうちに入浴し、  
追い炊きしないようにする

年間  
3120円の節約  
(0.06 t-CO<sub>2</sub>)



## 自宅で取り組めるゼロカーボン対策(高効率な省エネ家電への買い替えの一例)

### ①LEDランプに切り替える

白熱電球(54W)をLEDランプ(7.5W)  
に切り替える(5個の場合)

年間  
12550円の節約  
(0.31 t-CO<sub>2</sub>)



### ②最新型テレビの購入

約10年の40型テレビを最新型に更新し、  
消費電力を約42%低減させる

年間  
1650円の節約  
(0.04 t-CO<sub>2</sub>)



### ③最新型冷蔵庫の購入

約10年の冷蔵庫を最新型に更新し、  
消費電力を約43%低減させる

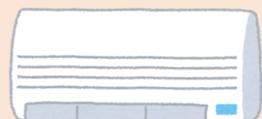
年間  
6090円の節約  
(0.15 t-CO<sub>2</sub>)



### ④最新型エアコンの購入

約10年のエアコンを最新型に更新し、  
消費電力を約12%低減させる

年間  
2920円の節約  
(0.07 t-CO<sub>2</sub>)



## 自宅で取り組めるゼロカーボン対策(取組効果の組み合せ例)

### ①今から取り組める省エネ行動

- ①冷蔵庫に詰め込みすぎない
- ③電気の点灯時間を短くする
- ④PCのつけっぱなしをやめる
- ⑤エアコンの温度を調整する

0.03 t-CO<sub>2</sub>  
0.07 t-CO<sub>2</sub>  
0.06 t-CO<sub>2</sub>  
0.52 t-CO<sub>2</sub>

### ②高効率な省エネ家電に買替え

- ①LEDランプに切り替える
- ③最新型冷蔵庫の購入
- ④最新型エアコンの購入

0.31 t-CO<sub>2</sub>  
0.15 t-CO<sub>2</sub>  
0.07 t-CO<sub>2</sub>

取り組みによる削減効果 →

1.21 t-CO<sub>2</sub>

# 10 気候変動への適応

芽室町においても、すでに気候変動による影響が顕在化しており、今後の気候変動の進行により、これまで以上に様々な分野で影響が生じると考えられます。

そこで、本町の地域特性を理解した上で、現在および将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、「町民が安心して暮らすことのできる芽室町」を実現することを目的とし、適応策を策定します。

## 気候変動影響と主な対策について

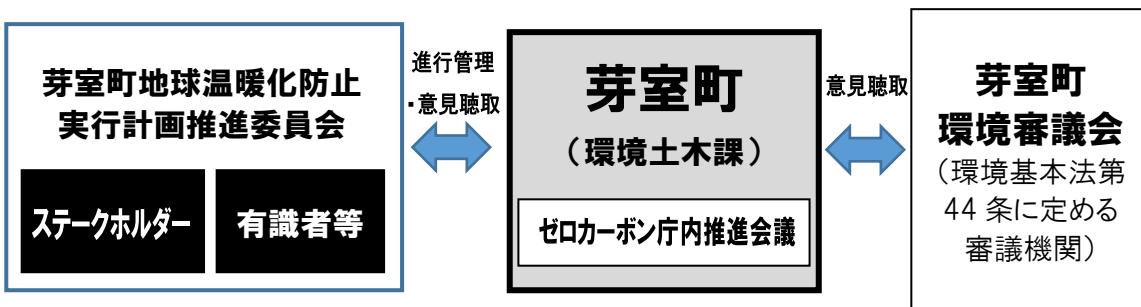
現在、道や本町が実施している施策や今後実施することを検討している「適応」に関する取組について、国の報告書で示されている分野・項目(大項目)に基づき整理しました。本町においては下表の通り6つの分野が該当し、関連する対策は次のとおりです。

対策分野	対策内容
農業・林業	<ul style="list-style-type: none"><li>・気候変動に対応した営農技術対策の実施等を進めています。</li><li>・農地整備・農業水利施設等の生産基盤について、適正な整備および管理に努めます。</li><li>・「芽室町森林管理計画」に基づき森林の整備および保全管理を計画的に進めます。</li></ul>
水環境・水資源	<ul style="list-style-type: none"><li>・農業用水利施設の監視等を行い、適正な維持管理に努めます。</li><li>・異常気象による渇水等の発生に留意します。</li></ul>
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"><li>・日高山脈森林生態系保護地域をはじめとする地域の希少野生動植物種の保護対策を行うとともに、外来種の防除対策を進めています。</li><li>・野生鳥獣の生息域変化による農作物の鳥獣被害に対応するため、「芽室町鳥獣被害防止計画」に基づいた対策を実施します。</li></ul>
自然災害	<ul style="list-style-type: none"><li>・講演会などを実施するほか、広報誌などを活用し、防災意識の普及啓発に努めます。</li><li>・自主防災組織の設立に向けた人的・経済的な支援を行うとともに、災害時の情報伝達が迅速に進み、地域の防災活動が活発になるよう支援します。</li><li>・避難所における非常電源の確保など、公共施設のレジリエンス強化に努めます。</li></ul>
健康	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報やホームページ、パンフレットなどにより熱中症予防の普及啓発を実施します。</li></ul>
産業・経済活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・気候変動が地域資源や観光業に与える影響について情報収集に努めます。</li></ul>

# 11 計画の推進体制

関係者で構成する「芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会」を組織し、事業推進に対する意見等の聴取や町全体のゼロカーボン推進の進ちょく等の管理を行います。

また、関係課長等で構成する「芽室町ゼロカーボン庁内推進会議」を組織し、各部署で行っている事業に対するゼロカーボンへの取組を実践していきます。



団体	体制
芽室町 ゼロカーボン庁内推進会議	芽室町関係課長(政策推進課長、政策推進課参考事、総務課長、魅力創造課長、都市経営課長、農林課長、商工労政課長、環境土木課長、水道課長、教育推進課長、生涯学習課長)
芽室町地球温暖化防止実行 計画推進委員会 (ステークホルダー)	町民、町内企業、地域金融機関、商工会、消費者協会、建設業協会、建築協会、市街地町内会連合会、芽室町農業協同組合、十勝広域森林組合、芽室町生活環境推進会
芽室町地球温暖化防止実行 計画推進委員会 (有識者等)	学識経験者、農業関連国・道機関
芽室町環境審議会	町民、消費者協会、町内企業、市街地町内会連合会、芽室高等学校、北海道農業研究センター、芽室町生活環境推進会、芽室町農業協同組合、十勝広域森林組合、芽室地区連合

# 12 進行管理

本計画は、PDCA サイクルに基づき、芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会において各年度の事業実施内容や、計画の進ちょく状況を検証することで進行管理を行います。なお、中期目標の達成年度となる 2030(令和12)年度と、2030(令和12)年度の中間となる2027(令和9)年度において、区域全体の温室効果ガス排出量について調査・把握するとともに、計画全体の目標に対する達成状況を評価し、その結果を町のホームページや広報誌などを通じて公表します。



## 2030(令和12)年度までの脱炭素ロードマップ

	省エネ推進によるエネルギー消費量の少ないまちの実現				行動変容につながる環境意識の醸成		
	公共施設・街路灯のLED化	省エネ機器導入補助 (町民・事業者向け)	次世代自動車導入	3Rの推進 (ごみ減量化・リサイクル)	環境教育	省エネ見える化アプリの導入	削減効果を促すインセンティブ活用
R6	・公共施設LED化状況調査 ・他自治体取組聞き取り ・街路灯リースに向けた事業者協議、事業費試算	・他自治体補助事例確認 ・国、道補助制度確認 ・町の支援率(補助率)検討 ・制度設計	・更新方法の検討 ・更新シミュレーション(事業者へ依頼) ・総務課と協議 ※現更新計画と新計画との整理	・(現行)一般廃棄物処理基本計画の実施 ・色付き指定ごみ袋のあり方検討	・役場での取組事項整理 ・協力者(CS・民間等)の調整 ・実施プラン作成 ・各学校との打ち合わせ ※教委とのすり合わせ		
R7	・導入コスト算定 ※事業者へ積算依頼 ・優先度の選定、導入計画作成 ・予算化対応	・補助事業の実施 ・他自治体補助事例確認 ・国、道補助制度確認 ・町の支援率(補助率)検討 ・制度設計	・各課とのヒアリング 更新内容の整理 ・事業者、総務課との調整 ・予算化対応	・(現行)一般廃棄物処理基本計画の実施 ・色付き指定ごみ袋のあり方検討	・CS・民間等との実施に向けた調整 ・学校での事業実施 ※可能な学校から開始	・導入事例調査、効果等検討	・他自治体事例等調査 効果等検討 ・関係課との協議
R8	・公共施設LED改修	・補助事業の実施	・車両更新、維持管理	・(現行)一般廃棄物処理基本計画の実施 ・色付き指定ごみ袋のあり方決定 ・クリーンめむろ環境基本計画見直し ・一般廃棄物処理基本計画見直し	・学校での事業実施 ・実施事例の紹介	・事業構築、事業費積算 ・予算化対応	・実施内容等整理 ・事業構築、事業費積算 ・予算化対応
R9	・公共施設LED改修	・補助事業の実施	・車両更新、維持管理	・(新)一般廃棄物処理基本計画の実施	・学校での事業実施 ・実施事例の紹介	・見える化アプリの実施	・インセンティブ事業実施
R10	・公共施設LED改修	・補助事業の実施	・車両更新、維持管理	・(新)一般廃棄物処理基本計画の実施	・学校での事業実施 ・実施事例の紹介	・見える化アプリの実施	・インセンティブ事業実施
R11	・公共施設LED改修	・補助事業の実施	・車両更新、維持管理	・(新)一般廃棄物処理基本計画の実施	・学校での事業実施 ・実施事例の紹介	・見える化アプリの実施	・インセンティブ事業実施
R12	・公共施設LED改修	・補助事業の実施	・車両更新、維持管理	・(新)一般廃棄物処理基本計画の実施	・学校での事業実施 ・実施事例の紹介	・見える化アプリの実施	・インセンティブ事業実施
備考	※重点対策加速化事業を活用予定(令和11年度まで) ※2027(令和9)年度で蛍光ランプ製造・輸入停止 ※現在は、地域脱炭素債を活用(R7までの起債)	※道補助(住まいのゼロカーボン化推進事業)を活用予定<町民向け> ※重点対策加速化事業を活用予定(令和11年度まで)<町民・事業者向け> ※一度に多くの補助メニューはできないので、徐々に増やしていく ※町民からの補助申請等受付を事業者が行えるようにしたい ※事業者向け補助メニューについては商工労政課と調整	※2030年一般公用車次世代自動車100% ※実施に対する補助メニューは国(環境省等)と要調整	※令和10年度 新くりりんセンター供用開始 ※色付き指定ごみ袋のあり方はR8までに検討・決定 ※削減目標・計画見直しの考え方などを区域施策編と整合	※R12までにはすべての小中学校で実施	※実施に対する補助メニューは国(環境省等)と要調整	※実施に対する補助メニューは国(環境省等)と要調整

## 2030(令和12)年度までの脱炭素ロードマップ

	再生可能エネルギーの導入による脱炭素化のまちの実現						
	太陽光パネル・蓄電池導入補助制度	公共施設再エネ調査・導入	地域マイクログリッド調査・導入	工業団地の再エネマイクログリッド調査・検討	事業者連携による新たな再エネの構築検討	バイオマス導入検討・実証	水素工エネ供給等に係る関係者との連携体制構築
R6	・他自治体補助事例確認 ・国、道補助制度確認 ・町の支援率(補助率)検討 ・制度設計	・調査事業実施 (委託事業)	・調査事業実施 (委託事業)		・関係事業者との情報交換	・先進地視察	
R7	・補助事業の実施	・該当施設管理部局との協議 ・導入計画作成	・実施可否の検討 ・基本計画作成 ※実施手法等具体案検討	・関係事業者との情報交換	・関係事業者との情報交換	・課題等の整理	・水素工エネ活用に向けた勉強会等の開催
R8	・補助事業の実施	・公共施設再生可能工エネ導入	・マイクログリッド導入基礎調査	・関係事業者との情報交換	・新たな再エネ構築検討	・検討組織の立ち上げ ・バイオマス導入に向けた検討	・水素工エネ活用に向けた検討組織の立ち上げ
R9	・補助事業の実施	・公共施設再生可能工エネ導入	・マイクログリッド構築	・再エネ、マイクログリッド構築に向けた検討組織の立ち上げ			・水素工エネ活用に向けた検討
R10	・補助事業の実施	・公共施設再生可能工エネ導入	・マイクログリッド構築	・再エネ、マイクログリッド構築に向けた検討			・水素工エネ活用に向けた検討 ・水素工エネ活用に向けた実証(民間による)
R11	・補助事業の実施	・公共施設再生可能工エネ導入					・水素工エネ活用に向けた検討 ・水素工エネ活用に向けた実証(民間による)
R12	・補助事業の実施	・公共施設再生可能工エネ導入					・水素工エネ活用に向けた検討 ・水素工エネ活用に向けた実証(民間による)
備考	※重点対策加速化事業を活用予定(令和11年度まで)	※重点対策加速化事業を活用予定(令和11年度まで)	※道補助金を活用予定 (ゼロカーボンビレッジ構想)	※工業団地への再エネ・マイクログリッド検討は民間主導を想定	※事業者間連携による新たな再エネ構築は民間主導を想定	※バイオマスは民間主導による構築を想定	※2028年 民間による実証を想定

## 2030(令和12)年度までの脱炭素ロードマップ

	環境に配慮した農業活動による脱炭素化への貢献				自然と調和した取組と二酸化炭素吸収の促進		
	関係機関との連携による取組の普及、新技術紹介	緑肥・たい肥の活用	家畜ふん尿バイオマス導入補助	農業残さを活用した再エネの検討	森林整備(町有林・街路樹)	緑地の維持管理	カーボンオフセット制度の検討
R6		・たい肥を活用した土づくりの実施 ・緑肥の施肥、すき込み	・補助制度の継続実施		・森林整備計画に基づく維持管理 ・街路樹の維持管理	・検討会組織の立ち上げ、公園整備の検討 ・ストック公園再編計画の策定	・CO2吸収量の試算 ・事業化の検討
R7	・関係機関との連携による取組の普及、新技術紹介	・たい肥を活用した土づくりの実施 ・緑肥の施肥、すき込み	・補助制度の継続実施	・関係事業者との情報交換	・森林整備計画に基づく維持管理 ・街路樹の維持管理	・検討会組織での公園整備の検討、ワークショップ ・ストック公園再編計画の策定 ・芽室公園基本構想策定	・事業化に向けた予算化
R8		・たい肥を活用した土づくりの実施 ・緑肥の施肥、すき込み ・緑肥のCO2吸収量の取扱(炭素貯留)について整理	・補助制度の継続実施	・事業化に向けた検討組織の立ち上げ、検討	・森林整備計画に基づく維持管理 ・街路樹の維持管理	・町内公園施設等再整備 ・芽室公園基本設計	・プロジェクト計画書作成、登録申請
R9		・たい肥を活用した土づくりの実施 ・緑肥の施肥、すき込み ・区域施策編見直しに合わせて炭素貯留分の取扱い検討	・補助制度の継続実施	・組織による事業化に向けた検討	・森林整備計画に基づく維持管理 ・街路樹の維持管理	・町内公園施設等再整備 ・芽室公園実施設計	・モニタリング報告書作成、登録申請
R10		・たい肥を活用した土づくりの実施 ・緑肥の施肥、すき込み	・補助制度の継続実施	・組織による事業化に向けた検討	・森林整備計画に基づく維持管理 ・街路樹の維持管理	・町内公園施設等再整備 ・芽室公園整備工事	・Jクレジット事業実施
R11		・たい肥を活用した土づくりの実施 ・緑肥の施肥、すき込み	・補助制度の継続実施	・組織による事業化に向けた検討	・森林整備計画に基づく維持管理 ・街路樹の維持管理	・町内公園施設等再整備 ・芽室公園整備工事	・Jクレジット事業実施
R12		・たい肥を活用した土づくりの実施 ・緑肥の施肥、すき込み	・補助制度の継続実施	・組織による事業化に向けた方向性の整理	・森林整備計画に基づく維持管理 ・街路樹の維持管理	・町内公園施設等再整備	・Jクレジット事業実施
備考	※新たな技術、農業の方法等について関係機関からの情報等を提供	※区域施策編見直し(R9)に合わせて、炭素貯留について検討				※社会資本整備総合交付金を活用(R6から)	※制度認証から8年間はJクレジットの対象

# ゼロカーボン推進に係る事業実施内容<2025(令和7)年度～2027(令和9)年度>

コンセプト	2025(令和7)年度実施予定	2026(令和8)年度実施予定	2027(令和9)年度実施予定
<b>省エネ推進によるエネルギー消費量の少ないまちの実現</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設省エネ対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設 LED 導入コスト算定</li> <li>・優先度の選定、導入計画作成</li> <li>・予算化対応</li> </ul> </li> <li>■省エネ機器導入補助(町民向け)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の実施</li> <li>・他自治体事例調査、制度設計</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共施設省エネ対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設 LED 改修実施</li> </ul> </li> <li>■省エネ機器導入補助(町民向け)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共施設省エネ対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設 LED 改修実施</li> </ul> </li> <li>■省エネ機器導入補助(町民向け)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の実施</li> </ul> </li> </ul>
<b>行動変容につながる環境意識の醸成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境教育の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・CS、民間等との実施に向けた意見交換</li> <li>・学校での環境教育実施</li> </ul> </li> <li>■研修・啓発事業等の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民、事業者向けセミナーの実施</li> <li>・職員向け研修の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>(管理監督職・主任職以下)</li> </ul> </li> <li>・ワークショップの実施(若手職員・町民有志)</li> <li>・環境イベントの実施</li> </ul> </li> <li>○システム等導入による意識醸成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・見える化アプリ導入調査、効果等検証</li> <li>・インセンティブ事業他自治体事例等調査</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境教育の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・CS、民間等との実施に向けた意見交換</li> <li>・学校での環境教育実施</li> </ul> </li> <li>■研修・啓発事業等の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民、事業者向けセミナーの実施</li> <li>・職員向け研修の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>(管理監督職・主任職以下)</li> </ul> </li> <li>・ワークショップの実施(若手職員・町民有志)</li> </ul> </li> <li>○システム等導入による意識醸成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・見える化アプリ事業構築、事業費積算</li> <li>・インセンティブ事業構築、事業費積算</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境教育の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・CS、民間等との実施に向けた意見交換</li> <li>・学校での環境教育実施</li> </ul> </li> <li>■研修・啓発事業等の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民、事業者向けセミナーの実施</li> <li>・職員向け研修の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>(管理監督職・主任職以下)</li> </ul> </li> <li>・ワークショップの実施(若手職員・町民有志)</li> </ul> </li> <li>■システム等導入による意識醸成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・見える化アプリ事業の実施</li> <li>・インセンティブ事業の実施</li> </ul> </li> </ul>
<b>再生可能エネルギーの導入による脱炭素化のまちの実現</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設再生可能エネルギーの導入           <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部署との協議</li> <li>・太陽光発電等導入計画作成、予算化対応</li> <li>・地域マイクログリッド基本計画作成</li> </ul> </li> <li>■太陽光・蓄電池機器導入補助(町民向け)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共施設再生可能エネルギーの導入           <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設への太陽光発電等導入</li> <li>・地域マイクログリッド導入基礎調査作成</li> </ul> </li> <li>■太陽光・蓄電池機器導入補助(町民向け)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共施設再生可能エネルギーの導入           <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設への太陽光発電等導入</li> <li>・地域マイクログリッド導入工事</li> </ul> </li> <li>■太陽光・蓄電池機器導入補助(町民向け)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の実施</li> </ul> </li> </ul>
<b>自然と調和した取組と二酸化炭素吸収の促進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○J クレジットの実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業化に向けた検討、予算化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■J クレジットの実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト計画書作成、登録申請</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■J クレジットの実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング報告書作成、登録申請</li> </ul> </li> </ul>

凡例 … ■：予算化する事項 ○：予算化しない事項